

消費税率変更に伴うガス料金の改定について

2019年9月19日

島田ガス株式会社(代表取締役 社長 新家博之)は、消費税法・地方税法の改正により2019年10月1日を実施日とするガス小売約款および選択約款の改定を実施いたします。

今回の改定は、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、ガス料金に新たな消費税率を反映するものです。消費税率の引き上げに伴うガス料金は、2019年10月検針分から適用いたします。

なお、2019年9月30日以前から継続してガスをご使用いただいているガス小売約款、選択約款をご契約のお客さまは、経過措置として2019年10月検針分まで旧税率8%を適用いたします。

お客さまには、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社は、引き続き一層のお客さまサービス向上に取り組み、みなさまの快適な暮らしのお役に立てる“近くて頼れる島田ガス”を目指してまいります。

消費税率引き上げに伴う改定

実施日:2019年10月1日

標準家庭(※)における1カ月のガス料金の引き上げ幅(原料費調整額を含まず)

	旧税率 8%	新税率 10%	ご負担額
1カ月あたりガス料金	7,358 円	7,494 円	+136 円

※標準家庭での使用量は、28m³/月として算定しています。

新たな消費税率の適用開始時期について

2019年10月分から新たな消費税率を適用いたします。ただし、2019年9月30日以前から継続してご契約のお客さま(※)につきましては、「経過措置」により、2019年10月分まで旧税率(8%)を適用し、2019年11月分から新税率(10%)を適用させていただきます。



※ガス小売約款および選択約款のお客さま

以上